

# 出席停止となる学校感染症について

(学校保健安全法施行規則第18,19条より)

## 〈第1種学校感染症〉

感染症の種類	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで

## 〈第2種学校感染症〉

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ(※)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症(※)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと診断されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の場合、発症日は0日とカウントします。発症した翌日が1日目です。

## 〈第3種学校感染症〉

感染症の種類	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(※)	症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症(溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、ヘルパンギーナなど)

※医療機関を受診した場合は、いつから登校できるかなど医師に必ず確認をしてください。